

令和8年度 第1回 人と動物との共生推進よこはま協議会

日時：令和8年6月8日（月）

午後2時00分から

会場：横浜市庁舎18階

共用会議室なみき6～8

1 開会

2 会長挨拶

3 議題

令和8年度横浜市動物適正飼育推進員の研修計画（案）について（資料1）

4 事務局からの報告

(1) 令和7年度横浜市動物愛護管理業務実施結果について（資料2）

(2) 令和8年度横浜市動物愛護管理業務計画について（資料3）

(3) 横浜市動物愛護基金条例の制定について（資料4）

5 その他

6 閉会

【 配付資料 】

・ 委員名簿

・ 令和8年度横浜市動物適正飼育推進員の研修計画（案）について（資料1-1）

・ 第11期 横浜市動物適正飼育推進員 アンケート結果（資料1-2）

・ 令和7年度横浜市動物愛護管理業務実施結果（資料2）

・ 令和8年度横浜市動物愛護管理業務計画（資料3）

・ 横浜市動物愛護基金条例の制定について（資料4）

人と動物との共生推進よこはま協議会委員名簿
(第8期 令和7年3月25日～令和9年3月24日)

項目	氏名	所属	役職等
動物愛護等団体代表	伊東 綾子	公益社団法人 日本動物福祉協会横浜支部	副支部長
動物愛護等団体代表	大久保 芳樹	特定非営利活動法人神奈川動物ボランティア連絡会	理事
動物愛護等団体代表	田中 数馬	神奈川県愛玩動物協会	代表
動物愛護等団体代表	加藤 精二	公益財団法人 日本補助犬協会	理事
動物愛護等団体代表	青木 敦子	公益財団法人神奈川県動物愛護協会	理事
獣医師団体代表	◎溝呂木 啓之	公益社団法人 横浜市獣医師会	会長
獣医師団体代表	中畑 嗣也	公益社団法人 横浜市獣医師会	常務理事
動物取扱業関係団体代表	赤澤 暁昌	公益社団法人 全国ペット協会	理事・事務局長
学識経験者	久世 明香	麻布大学獣医学部獣医保健看護学科獣医臨床看護学研究室	講師
学識経験者	○伊藤 琢也	日本大学生物資源科学部獣医学科獣医衛生学研究室	教授
公募市民	木下 真梨子		
公募市民	須田 純子		

◎:会長 ○:副会長

令和 8 年度横浜市動物適正飼育推進員の研修計画（案）について

令和 8 年度の横浜市動物適正飼育推進員（以下、「推進員」という。）研修計画について、実施案を作成しましたので、お諮りいたします。

1 推進員研修対象者

横浜市動物適正飼育推進員 63 名

2 令和 8 年度の推進員研修計画について

(1) 第 11 期第 3 回（令和 8 年度第 1 回）研修会（市民向け犬セミナーと合同開催）

- ア 日時 令和 8 年 7 月 25 日（土）午後を予定
- イ 場所 横浜市鶴見公会堂 1・2 号会議室
- ウ 内容 犬との理想的なつきあい方やしつけについて
及び災害時のペット対策についての講義
- エ 目的 犬の適正飼育に関する普及啓発活動等を行う上で必要な知識を習得する
- オ 講師 株式会社アニマルライフ・ソリューションズ ドッグトレーナー
三井 翔平 氏

(2) 第 11 期第 4 回（令和 8 年度第 2 回）研修会

- ア 日時 令和 8 年 9 月
- イ 場所 動物愛護センター
- ウ 内容 災害対策について
- エ 目的 横浜市の防災体制や推進員に求められる役割を理解する
- オ 講師 本市職員等

(3) 第 11 期第 5 回（令和 8 年度第 3 回）研修会

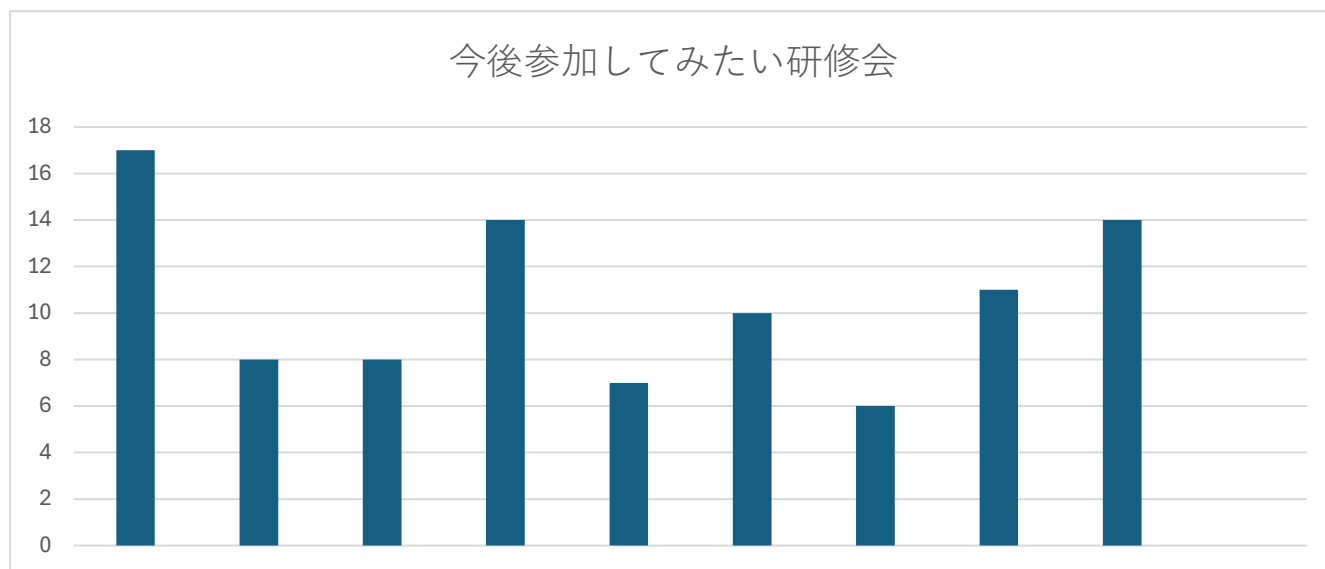
- ア 日時 令和 8 年 11 月頃
- イ 場所 動物愛護センター
- ウ 内容 多頭飼育問題について
- エ 目的 本市の多頭飼育問題への取組状況及び推進員の多頭飼育問題への
係わり方を知る
- オ 講師 本市職員等

(4) 第 11 期第 6 回（令和 8 年度第 4 回）研修会（市民向け猫セミナーと合同開催）

- ア 日時 令和 9 年 2 月頃
- イ 場所 市内公会堂
- ウ 内容 獣医師が考える猫の災害対策を含めた講義
- エ 目的 猫を飼育する人に対し、災害時の心構えについて普及啓発する上で必要
な知識を深める。
- オ 講師 外部講師に依頼予定

第 11 期 横浜市動物適正飼育推進員アンケート結果（令和 7 年 11 月実施）

アンケート回答者 22 名



17	8	8	14	7	10	6	11	14	0
①大学講師・獣医師等による感染症、動物行動学等の講義	②動物愛護関係団体の方による活動内容等の講義	③行政職員による法律・条例等に関する講義	④ペットの災害対策に関する講義	⑤推進員による活動報告（活動内容の発表・共有）	⑥犬の訓練士やトリマー等による実技を含めた講習	⑦TNR活動経験者による捕獲器使用方法などの講習	⑧推進員の連絡会（情報交換の場）	⑨担当区職員との情報交換の場	⑩その他

* その他（自由意見）

①について、それぞれの分野の有名な方がいい

④について、推進員だけでスターターキットの設営をしたい

令和7年度

横浜市動物愛護管理業務実施結果

- 1 災害時のペット対策
- 2 狂犬病予防事業
- 3 動物の愛護・適正飼育の普及啓発事業
- 4 地域猫活動支援事業
- 5 猫の不妊去勢手術推進事業
- 6 マイクロチップ装着推進事業
- 7 犬、猫等の引取り・保護収容業務
- 8 収容動物の譲渡事業
- 9 動物取扱業の登録及び監視指導
- 10 特定動物の飼養保管許可
- 11 附属機関、他機関等との連携

1 災害時のペット対策



災害時のペット対策について市民の皆さまに広く知っていただくとともに、各地域防災拠点における災害時のペット対策の具体的な計画づくりやペットの同行避難実施のための支援を行いました。

(1) ペットの災害対策啓発実施状況 (拠点以外での実施も含む)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
同行避難訓練	12 件	24 件	28 件	23 件
展示啓発※ ¹	115 件	216 件	145 件	176 件
その他啓発※ ²	222 件	257 件	319 件	312 件

※¹ パネル展示、リーフレット配布など

※² 拠点運営委員に対する啓発、研修会、HUG訓練の実施など

(2) 拠点におけるペット同行避難取組状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一時飼育場所の設定済	176 拠点	219 拠点	377 拠点	407 拠点
飼育ルールの設定済	57 拠点	88 拠点	99 拠点	108 拠点
同行避難訓練の実施あり※ ³	82 拠点	104 拠点	118 拠点	129 拠点
飼い主の会の結成	12 拠点	15 拠点	15 拠点	22 拠点

* 横浜市の地域防災拠点：459 か所 (令和8年3月31日現在)

※³ 過去に実施したものを含む。

2 狂犬病予防事業



狂犬病の発生やまん延を予防するため、狂犬病予防法に基づく犬の登録・狂犬病予防注射の必要性、飼い主の義務について広く市民にお知らせし、犬の登録と注射の実施の促進を図りました。

◎ 横浜市の登録犬の狂犬病予防注射接種率の推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
登録数	168,654	164,047	158,638	158,065
注射済票交付数	125,019	126,202	124,840	123,099
接種率	74.1%	76.9%	78.7%	77.9%

3 動物の愛護・適正飼育の普及啓発事業



飼い主のマナー向上や、終生飼育の普及啓発を推進し、動物の愛護と適正な飼育についての関心と理解を深めるため、動物愛護センター及び各区で啓発事業を実施しました。

(1) ホームページ、チラシ等による市民への情報提供

ホームページや「広報よこはま」への掲載及び各種普及啓発チラシを活用し、動物愛護に関する様々な情報提供を行いました。

(2) 動物愛護センターでの啓発事業

◎ 適正飼育啓発

・ 犬・猫セミナー 【 3 回 112 人 】

飼い犬・猫のしつけやお手入れ、医療等についての講習

・ 適正飼育啓発事業 【 76 回 139 人 】

犬や猫の飼い主に対し、しつけや健康管理、高齢動物の介護など、適正飼育に関する啓発事業

◎ 愛護普及啓発

・ 動物愛護フェスタ 【 1 回 11,000 人 】

動物愛護週間に合わせて行う動物愛護啓発イベント

・ こども向け啓発事業 【 2 回 155 人 】

こどもアドベンチャーカレッジ

・ 動物愛護啓発事業 【 43 回 1,005 人 】

◎ その他

・ 防災関係普及啓発 【 3 回 460 人 】

災害時のペット対策、同行避難等防災関連の普及啓発

(3) 各区での啓発事業

◎ 小中学校等学校での愛護普及啓発事業 【 7 回 350 人 】

◎ 飼い主への適正飼育普及啓発 【 62 回 3,364 人 】

愛犬マナー教室、猫の屋内飼育、犬猫の健康管理等

◎ 町内会、地域防災拠点への啓発 【 115 回 12,325 人 】

ペット防災啓発、飼い主のいない猫に関する説明会等

(4) 動物に関する相談などについて

本市には、動物の飼育に関する様々な相談などが寄せられます。個々に対応するとともに、動物の適正飼育やマナー向上等を推進しました。

◎ 犬の苦情等件数の推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
飼育相談件数（計）	2,215 件	2,095 件	1,835 件	2,906 件
苦情内容件数（計）	2,305 件	2,168 件	2,506 件	2,418 件
内訳	野犬等保護	35 件	60 件	41 件
	放し飼い	91 件	75 件	80 件
	ふん尿	1,398 件	1,274 件	1,349 件
	鳴き声	266 件	206 件	224 件
	身体・器物の被害	126 件	131 件	210 件
	不適切な取扱い・虐待	106 件	105 件	98 件
	登録・注射に関すること	166 件	172 件	298 件
	その他	117 件	145 件	206 件

◎ 猫の苦情等件数の推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
飼育相談件数（計）	2,717 件	2,439 件	1,646 件	1,320 件
苦情内容件数（計）	1,391 件	1,216 件	1,048 件	863 件
内訳	ふん尿	497 件	439 件	290 件
	臭気・毛	67 件	72 件	28 件
	鳴き声	28 件	33 件	16 件
	身体・器物の被害	69 件	49 件	51 件
	不適切な取扱い・虐待	102 件	60 件	43 件
	収容に関する相談	238 件	246 件	196 件
	その他	390 件	317 件	424 件

4 地域猫活動支援事業



「横浜市猫の適正飼育ガイドライン」（平成25年横浜市）の趣旨に基づき、飼い主のいない猫に起因するトラブルを減らすとともに、飼い主のいない猫を減少させていくことを目的として、地域猫活動支援事業を平成30年4月より実施しました。

◎ 登録状況等

令和4年度：11区39地域（神奈川区、中区、南区、港南区、磯子区、金沢区、港北区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区）、手術実施数 93頭

令和5年度：9区36地域（神奈川区、港南区、磯子区、金沢区、港北区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区）、手術実施数 90頭

令和6年度：9区42地域（神奈川区、港南区、磯子区、金沢区、港北区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区）、手術実施数 100頭

令和7年度：9区43地域（神奈川区、港南区、磯子区、金沢区、港北区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区）、手術実施数 56頭

5 猫の不妊去勢手術推進事業



飼い主のいない猫を減らすため、不妊去勢手術費用の一部補助を行いました。

令和7年度補助の内容

飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用の補助：一頭につき上限5,000円

◎ 猫の不妊去勢手術推進事業の実績（頭数）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実績頭数	2,616	2,046	1,664	1,344

6 マイクロチップ装着推進事業



迷子になったペットが飼い主の元にもどるために有効なマイクロチップ装着費用の一部を補助しました。

令和7年度補助の内容

マイクロチップ装着費用の補助：一頭につき上限1,500円

◎ マイクロチップ装着推進事業の実績（頭数）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
犬	125	67	31	24
猫	339	263	263	144
計	464	330	294	168

7 犬、猫等の引取り・保護収容業務



◎ 犬の収容頭数、返還数、譲渡数及び致死処分数等

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収容頭数	総数	102	113	116	107
	飼い主不明犬	61	61	53	51
	飼えなくなった犬	36	51	59	55
	傷病犬	5	1	4	1
返還数		54	50	37	37
譲渡数		37	51	70	59
致死処分数		8	6	10	3
自然死		6	5	2	1
死体搬入		1	0	0	0

◎ 猫の収容頭数、返還数、譲渡数及び致死処分数等

＊ カッコ内は91日齢未満の幼猫の頭数（内数）

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収容頭数	総数	588 (336)	531 (219)	353 (148)	338 (62)
	飼い主不明猫	257 (243)	192 (176)	121 (113)	43 (29)
	飼えなくなった猫	117 (11)	166 (3)	105 (9)	197 (20)
	傷病猫	214 (82)	173 (40)	127 (26)	98 (13)
返還数		8 (2)	10 (0)	8 (0)	11 (0)
譲渡数		330 (179)	274 (114)	251 (105)	170 (29)
致死処分数		70 (28)	75 (20)	57 (3)	34 (1)
自然死		77 (33)	80 (45)	35 (8)	27 (5)
死体搬入		71 (24)	59 (16)	47 (6)	38 (6)

8 収容動物の譲渡事業



譲渡は、動物愛護センターから個人へ直接譲渡する個人譲渡のほか、動物愛護センターから譲渡を受けた団体が個人への譲渡を行う団体譲渡、公益社団法人横浜市獣医師会会員の動物病院を経由した譲渡など、様々な方法で譲渡を進めました。

(1) 令和4年度から令和7年度までの譲渡実績

	令和4年度				令和5年度				令和6年度				令和7年度			
	譲渡数	譲渡内訳			譲渡数	譲渡内訳			譲渡数	譲渡内訳			譲渡数	譲渡内訳		
		個人	団体	獣医師会		個人	団体	獣医師会		個人	団体	獣医師会		個人	団体	獣医師会
犬	37	4	31	2	51	8	39	4	70	5	62	3	59	9	48	2
猫	330	94	136	100	274	70	112	92	251	93	75	83	170	55	95	20
その他	2	1	0	1	1	1	0	0	1	1	0	0	2	2	0	0

* 譲渡団体登録数 31 団体（令和8年3月31日現在）

(2) 譲渡前講習

譲渡を希望される個人の方に対し、正しい飼育方法や飼育に関する基本的なマナー、関係法令、動物由来感染症等に関する講習を実施しました。

犬：	個別講習	13 組	25 人
猫：	個別講習	92 組	173 人
その他：	個別講習	2 組	2 人

9 動物取扱業の登録及び監視指導



動物愛護センター及び各福祉保健センター生活衛生課が、登録業務や監視を行い、施設の状況、取り扱う動物の管理の方法等を確認しました。

◎ 第一種動物取扱業 登録数及び監視件数の推移

年度	登録 施設数	業種別登録数						登録数計	施設 検査数	指導 施設数
		販売	保管	貸出し	訓練	展示	譲受 飼養			
令和4年度	1,327	349	1,031	46	211	73	5	1,715	672	188
令和5年度	1,330	343	1,048	46	212	73	4	1,726	519	192
令和6年度	1,340	344	1,060	44	216	74	4	1,742	462	198
令和7年度	1,365	342	1,100	44	222	73	6	1,787	521	223

◎ 第二種動物取扱業 届出状況

年度	届出 施設数	業種別届出数					届出数計
		譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	
令和4年度	36	26	12	3	2	8	51
令和5年度	40	30	14	3	2	9	58
令和6年度	44	36	15	3	2	7	63
令和7年度	49	40	15	3	2	8	68

◎ 動物取扱責任者研修

オンライン形式：1,046人（うち、市外受講者490人） 会場形式：2回 56人 他都市研修：48人
内容：動物の取扱いをめぐるトラブルについて、横浜市からのお知らせ

10 特定動物の飼養保管許可



人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として定められている特定動物を市内で飼養するには市長の許可が必要です。令和7年度にはワニなど18件の許可を行いました。

◎特定動物の飼養許可状況について（令和8年3月31日現在）

種類 区分	霊長目		食肉目		長鼻目		奇蹄目		偶蹄目	
	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数
施設数等 (注1)	3	97 (0)	6	47 (6)	2	4 (0)	2	5 (0)	3	8 (0)
種類 区分	タカ目		カメ目		トカゲ目		ワニ目		合計	
	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所(注2)	頭数
施設数等	3	5 (1)	7	8 (4)	13	25 (19)	4	6 (2)	25	205 (32)

注1：頭数の（ ）は、愛がん目的の飼養頭数です。その他の目的には、動物園等における展示、試験研究等があります。

注2：同一施設に複数の許可がある場合は1箇所として集計

11 附属機関、他機関等との連携



◎人と動物との共生推進よこはま協議会

横浜市の動物の愛護および管理に係る施策や横浜市動物愛護センター事業計画などに関して審議していただくとともに、推進員の活動を支援していただいております。

【 会議の開催回数 3回 】

◎横浜市動物適正飼育推進員

「人と動物との共生推進よこはま協議会」の推薦を受けた方や公募により登録をした方々に、主に犬・猫等の適正な飼い方を広めることを目的とし、飼い主に対する飼い方のアドバイスなど、区役所と連携して地域に密着した活動を行っていただいています。

【 横浜市動物適正飼育推進員 63人（令和8年3月31日現在） 】

◎市民ボランティアについて

動物愛護センターでボランティアを募集し、子猫の哺育等をしていただいています。

【 市民ボランティア登録数 31人（令和8年3月31日現在） 】

活動実績

哺育ボランティア： 10回 16頭



横浜市医療局動物愛護センター
令和8年6月発行
〒221-0864 横浜市神奈川区菅田町 75-4
電話 045(471)2111 FAX 045(471)2133

令和8年度 横浜市動物愛護管理業務計画





「令和８年度 横浜市動物愛護管理業務計画」は、横浜市が「人と動物が共に快適に暮らせる環境づくり」を推進するための取組をまとめたものです。

本市では、この計画に基づき、動物愛護センターと各区福祉保健センターが連携して市全体の施策や地域の実情に即した取組を展開していきます。

目 次

１ 災害時のペット対策	１
２ 狂犬病予防事業	３
３ 動物の愛護・適正飼育の普及啓発事業	４
４ 地域猫活動支援事業	６
５ 猫の不妊去勢手術及びマイクロチップ装着推進事業	７
６ 犬、猫等の引取り・保護収容業務	８
７ 収容動物の譲渡事業	９
８ 動物取扱業登録及び監視指導	１０
９ 特定動物飼養保管許可及び監視指導	１１
１０ 附属機関・他機関等との連携	１２

1 災害時のペット対策



◇ 目的

大規模地震の発生時には、多くの被災者が地域防災拠点（以下「拠点」という。）にペットを伴って同行避難することが想定されます。

震災時の混乱を防ぐためには、各拠点におけるペットの受入体制の整備とともに、飼い主自身の日頃の備えが重要です。そのため、飼い主への普及啓発や、各拠点への支援を行います。

ペットの同行避難者の受け入れに配慮した拠点運営を推進するため、拠点では、あらかじめ敷地内等にペットの一時飼育場所を設定することなどを定めた、「横浜市防災計画」や「地域防災拠点開設・運営マニュアル」を活用して周知・啓発に取り組みます。

また、台風などの風水害は、事前に進路や規模が予測できることから、自身の状況に応じたマイ・タイムライン（避難行動計画）の検討や一時預かり場所の確保について飼い主へ周知啓発を行います。

さらに、令和7年3月に策定された新たな「横浜市地震防災戦略」に基づき、ペットの同行・同室避難の環境整備を進めるとともに、災害時の動物救援体制を強化します。

なお、救援体制の整備にあたっては、横浜市災害時動物救援連絡会とも連携し、進めています。

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

- 1 各拠点における「災害時のペット対策」に関連した拠点訓練の実施支援
- 2 各拠点における災害時のペット対策策定への支援
- 3 横浜市災害時動物救援連絡会^{*1}と連携し、平時及び発災時の取組等について検討、実施
- 4 ペットの災害対策についてイベント等の実施を通じた飼い主への事前準備の啓発実施
- 5 動物救援センター^{*2}で活動する災害時動物救援ボランティアの育成

＜参考＞ ペットの災害対策啓発実施状況

	R4年度	R5年度	R6年度
同行避難訓練	12 件	24 件	28 件
展示啓発	115 件	216 件	145 件
HUG 訓練の実施	未集計	未集計	1 件
その他啓発※3	222 件	257 件	318 件

※3 拠点運営委員に対する啓発など

＜参考＞ 拠点※4におけるペット同行避難取組状況（累積数）

	R4年度	R5年度	R6年度
一時飼育場所の設定済	176 拠点	219 拠点	377 拠点
飼育ルールの設定済	57 拠点	88 拠点	99 拠点
同行避難訓練の実施あり※5	82 拠点	104 拠点	118 拠点
飼い主の会の結成	12 拠点	15 拠点	15 拠点

※4 市内の地域防災拠点数：459 拠点

※5 過去に実施したものを含む。

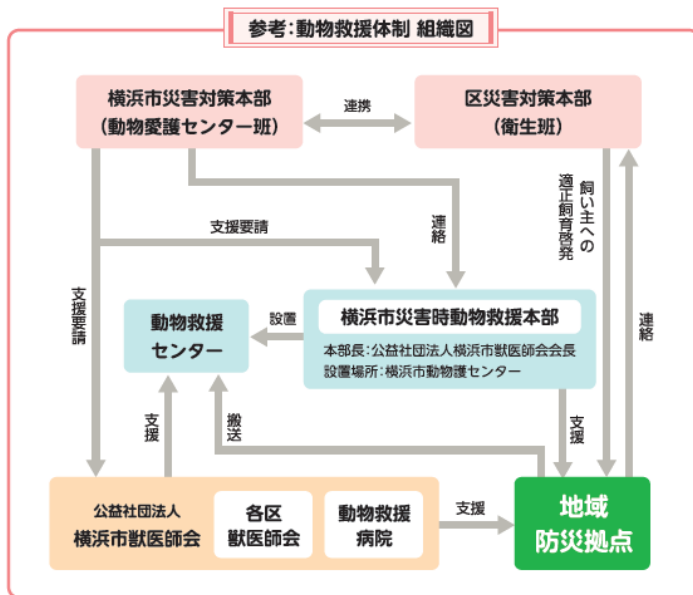
※1 【横浜市災害時動物救援連絡会】

平時において、あらかじめ災害時の動物救援活動について協議する組織です。

《構成団体等》

- ・公益社団法人横浜市獣医師会
- ・神奈川県愛玩動物協会
- ・公益財団法人日本補助犬協会
- ・一般社団法人全国ペット協会
- ・公益社団法人日本動物福祉協会横浜支部
- ・特定非営利活動法人神奈川県動物ボランティア連絡会
- ・公益財団法人神奈川県動物愛護協会
- ・その他連絡会の趣旨、目的に賛同する団体等

【動物救援体系の組織図】



【横浜市災害時動物救援本部】

発災時には、「横浜市災害時動物救援連絡会」の協議により、横浜市災害時動物救援本部を設置し、被災動物やその飼養者への必要な救援・支援を行います。

※2 【動物救援センター】

災害時に飼い主とはぐれたり、飼育の継続が困難となった動物の保護収容や、負傷動物の応急処置、飼い主への返還、動物関係各種相談等を行う場所です。

現在次の4か所での順次開設を想定しています。

- ・横浜市動物愛護センター（神奈川区）
- ・公益財団法人日本補助犬協会（旭区）
- ・公益財団法人日本盲導犬協会神奈川訓練センター（港北区）
- ・平和会ペットメモリアルパーク（青葉区）

【動物救援病院】

市内の動物病院が、負傷した飼い主不明のペットの一時保護と治療などの支援を行います。

啓発リーフレットや動画（動物愛護センター作成）



リーフレットや動画は
本市動物愛護センターの
ホームページから
ご確認いただけます。



2 狂犬病予防事業



◇ 目的

狂犬病の発生及び拡大を予防するため、狂犬病予防法に基づく犬の登録・狂犬病予防注射（以下「登録等」という。）の必要性を広く市民に周知啓発し、登録等を推進します。4月に、（公社）横浜市獣医師会と連携し、予防注射接種の促進のために各区に出張会場を設けます。

犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付と手数料の収納を動物病院に委託し、また電子申請システムを進めることで市民の利便性を高めるなど、未登録犬や未接種犬の解消にも努めていきます。

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

- 1 出張会場での狂犬病予防注射接種【4月】
- 2 犬の鑑札等交付及び手数料収納事務委託事業
- 3 未登録・未接種犬の啓発、指導
- 4 狂犬病予防注射の案内、未注射犬への注射接種勧奨を送付【3月、10月】

<参考> 横浜市の登録犬の狂犬病予防注射接種率の推移

	R4年度	R5年度	R6年度
登録数	168,654	164,047	158,638
注射済票交付数	125,019	126,202	124,840
接種率	74.1%	76.9%	78.7%



【鑑札】



【注射済票】

3 動物の愛護・適正飼育の普及啓発事業



◇ 目的

令和元年6月に改正された動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）では、動物の所有者等の責務が明確化され、動物の適正飼育のための規制が強化されました。

区福祉保健センターには、犬や猫に関する様々な相談や苦情が、依然として多く寄せられています。

また、全国的には愛護動物の虐待や遺棄、多頭飼育等の問題が取り上げられています。

こうした状況を踏まえ、飼い主や市民等に動物の愛護や適正飼育等を普及啓発し、（公社）横浜市獣医師会や動物適正飼育推進員のご協力をいただきながら、マナーの向上や咬傷事故、不適切な飼育の防止等を推進します。また、多頭飼育問題において、ペットを適正な頭数で飼育できなくなった飼い主に対し、適切な頭数管理となるよう助言等の働きかけを行い、動物の飼育場所や周辺の生活環境の改善につなげます。

動物愛護センターでは、動物愛護の普及啓発拠点として多くの方に利用していただける施設になるよう努め、さらに各区と連携してイベントや講習会等の普及啓発事業を行うなど、様々な情報発信を行っていきます。



このプレートは区福祉保健センター窓口で配布しています。

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

1 ホームページ、SNS、チラシ等による市民への情報提供

ホームページやSNSでの情報提供、「広報よこはま」への掲載及び各種普及啓発チラシの活用により、様々な啓発や情報提供を行います。

2 動物愛護センター主催の啓発事業

飼い主のマナー向上や、終生飼育の普及啓発の推進、動物の愛護と適正な飼育についての関心と理解を深めるため、動物愛護センターで市民向け講座やイベントを実施します。



(1) 市民向けセミナー

飼い犬のしつけや飼い猫との暮らし方、お手入れ、健康管理等、飼い主に対するセミナーや、地域猫等についての講習を実施します。

(2) 動物愛護フェスタよこはま

動物愛護フェスタよこはま実行委員会と横浜市医療局の共催により、動物の愛護と適正飼育についての関心と理解を深めるためのイベントとして、ブース出展やデモンストレーションを実施します。



【動物愛護フェスタよこはま】

(3) 小中学生等を対象としたイベント

子どもアドベンチャーカレッジなど、小中学生等を対象とした教室を実施します。

3 区福祉保健センターでの啓発事業

各区福祉保健センターでは、猫の屋内飼育や犬猫の健康管理等のセミナー、災害時のペット対策啓発などの取組みを行い、適正飼育の重要性や終生飼育について周知・啓発を行います。また、小中学校での講義等、動物愛護の啓発事業を実施します。



【適正飼育の啓発事業】

4 飼い主への適正飼育指導啓発

市民からの届出や相談対応などの機会を捉え、飼い主への指導啓発を行います。

また、適正な管理ができない頭数の犬または猫を飼育している飼い主に対し、指導や助言等の支援を行います。

＜参考＞ 飼育相談・苦情状況

【犬】		R4年度	R5年度	R6年度
飼育相談件数（計）		2,215	2,095	1,835
内 訳	苦情内容件数（計）	2,305	2,168	2,506
	収容に関する相談	35	60	41
	放し飼い	91	75	80
	ふん尿	1,398	1,274	1,349
	鳴き声	266	206	224
	身体・器物の被害	126	131	210
	不適切な取扱い・虐待	106	105	98
	登録・注射に関すること	166	172	298
	その他	117	145	206

【猫】		R4年度	R5年度	R6年度
飼育相談件数（計）		2,717	2,439	1,646
内 訳	苦情内容件数（計）	1,391	1,216	1,048
	ふん尿	497	439	290
	臭気・毛	67	72	28
	鳴き声	28	33	16
	身体・器物の被害	69	49	51
	不適切な取扱い・虐待	102	60	43
	収容に関する相談	238	246	196
	その他	390	317	424

4 地域猫活動支援事業



◇ 目的

飼い主のいない猫に関わる地域トラブルの減少を目的として、不妊去勢手術の実施、時間や場所を決めた給餌、トイレの管理などの啓発や助言を行います。

また、飼い主のいない猫を地域住民が、地域猫として適正に管理する活動を支援することを目的に、「地域猫活動支援事業」を実施しています。

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター



◇ 事業内容

「地域猫活動」に取り組む地域の活動者や活動組織などに対して様々な支援を続け、地域住民の方々の理解を推進するために、以下の取組を進めていきます。

- 1 市民向けセミナー、地域住民向け勉強会の開催、相談受付
- 2 活動地域での合意形成及び地域特性を考慮したルール構築の支援
- 3 動物適正飼育推進員及び市民ボランティアの協力による捕獲支援
- 4 手術対象猫の運搬支援（区福祉保健センターと動物愛護センター間）
- 5 不妊去勢手術の実施（動物愛護センター）



手術対象：動物愛護センターの登録を受けた手術等支援対象活動組織の猫

〈参考〉横浜市地域猫活動支援事業 登録地域数、活動対象猫数、手術実施頭数の変遷（累積数）

	登録地域数	活動対象猫数 ※	動物愛護センターでの手術頭数
R2年度	26 地域	853 頭	210 頭 （単年度実績 105 頭）
R3年度	39 地域	1,321 頭	295 頭 （単年度実績 85 頭）
R4年度	39 地域	1,273 頭	388 頭 （単年度実績 93 頭）
R5年度	36 地域	1,382 頭	478 頭 （単年度実績 90 頭）
R6 年度	42 地域	1,483 頭	578 頭 （単年度実績 100 頭）

※登録時に既に手術済みの個体、動物愛護センター以外で手術を実施した個体を含む。

5 猫の不妊去勢手術及びマイクロチップ装着推進事業



◇ 目的

屋外で暮らす飼い主のいない猫の不妊去勢手術を奨励することにより、個体数を漸減させ、猫をめぐる地域トラブルの減少を図ります。

さらに、飼い主のいない猫を保護してマイクロチップを装着し、飼い猫として迎え入れる取り組みを進めることで、屋内飼育及び所有者の明示を促します。

◇ 実施期間

1 対象手術実施期間

令和8年3月1日（日）～令和9年2月28日（日）

2 補助金申請受付期間

令和8年5月7日（木）～令和9年3月5日（金）

※予定頭数に達し次第終了

◇ 受付事業所

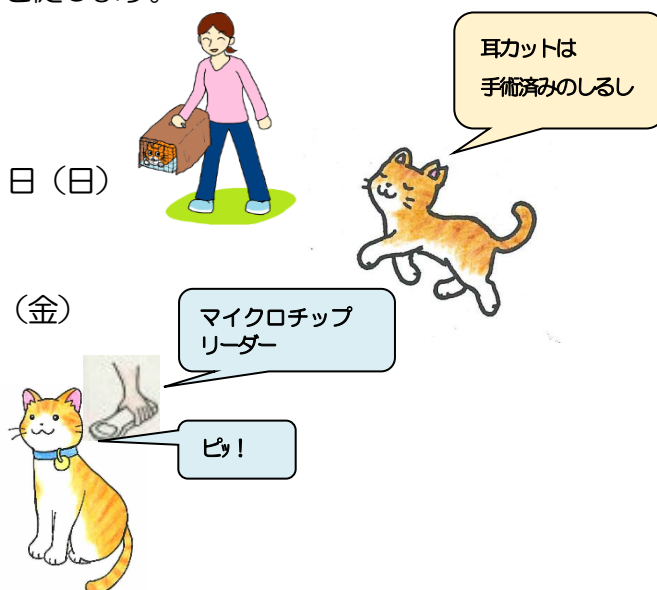
区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

1 飼い主のいない猫…市民及び市内の自治会・町内会を対象に、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用の一部【上限1頭5,000円】を補助します。

2 飼い猫にする猫…市民を対象に、飼い主のいない猫を飼い猫にする際の不妊去勢手術費用の一部【上限1頭5,000円】及びマイクロチップ装着費用の一部【上限1頭1,500円】を補助します。

（令和8年度補助頭数 1及び2あわせて2,300頭程度）



<参考> 猫の不妊去勢手術推進事業の実績（頭数）

R4 年度	R5 年度	R6 年度
2,616	2,046	1,644

<参考> マイクロチップ装着推進事業の実績（頭数）

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
犬	125	67	31
猫	339	263	263
計	464	330	294



猫の不妊去勢手術及び
マイクロチップ装着推進事業
←ホームページ

*本市では、飼い犬・飼い猫へのマイクロチップ装着推進事業を実施してきましたが、マイクロチップ装着に関する法制度の整備や普及の進展をふまえて、令和8年度から「猫の不妊去勢手術及びマイクロチップ装着推進事業」に統合し、マイクロチップ装着費用補助対象を「飼い猫にする猫」のみとします。

6 犬、猫等の引取り・保護収容業務



◇ 目的

法令に基づき、犬・猫等の引取り、飼い主からはぐれた犬等の保護収容を行います。

また、飼い主の判明しない動物に関しては、迅速な返還を行うため、情報発信に取り組みます。

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

区福祉保健センターが窓口となり、飼い主や保護した方等からの犬・猫等の引取り、飼い主からはぐれた犬等の保護収容等を行います。

また、道路や公園等で疾病にかかり又は負傷した犬・猫等、自活できない猫等については、（公社）横浜市獣医師会に委託し、協力動物病院で保護や一時的な救急処置を行います。

なお、飼い主の判明しない動物を収容した場合は、返還を促進する目的で収容動物情報として動物愛護センターホームページに掲載します。

収容動物情報ホームページ →
（ペットが迷子になったときは）



<参考> 収容頭数、返還数、譲渡数及び致死処分数等

【犬】	R4年度	R5年度	R6年度
収容頭数	102	113	116
返還数	54	50	37
譲渡数	37	51	70
致死処分数	8	6	10
自然死	6	5	2
死体搬入	1	0	0

【猫】	R4年度	R5年度	R6年度
収容頭数	588 (336)	531 (219)	353 (148)
返還数	8 (2)	10 (0)	8 (0)
譲渡数	330 (179)	274 (114)	251 (105)
致死処分数	70 (28)	75 (20)	57 (3)
自然死	77 (33)	80 (45)	35 (8)
死体搬入	71 (24)	59 (16)	47 (6)

カッコ内は91日齢未満の幼猫の頭数（内数）

*返還及び譲渡を基本に進める中で、以下のような場合は致死処分を行う場合があります。

- ・重度のケガや感染性の高い病気に罹っている場合
- ・幼齢動物の発育不全や衰弱の場合
- ・突発的に咬み付いたり、激しい威嚇など攻撃的な行動があり人に馴れず、譲渡ができない場合 など

7 収容動物の譲渡事業



◇ 目的

動物愛護センターに保護収容した犬・猫等は、動物愛護管理法の趣旨に基づき、新たな飼い主への譲渡を推進します。

譲渡にあたっては、動物関係団体等とも協働しながら譲渡を進めます。

◇ 実施事業所

動物愛護センター



◇ 事業内容

動物愛護センターから直接、飼育希望者に譲渡をするほか、譲渡登録団体（補助犬、災害救助犬等育成団体を含む）や（公社）横浜市獣医師会を通じて譲渡を進めていきます。

直接センターから譲渡する場合には、事前予約の上、個別に講習や面談を行い、動物とのお見合いを行います。講習ではペットを飼う覚悟と責任について説明します。面談では飼育環境やライフスタイル等を確認し、適正に終生飼育できるか判断します。お見合いでは動物の状態について職員が説明した上、実際に動物とふれあって、性格等を希望者に見ていただきます。

なお、譲渡対象の動物については、譲渡の機会を増やすため、譲渡動物情報をセンター内に掲出するほか、ホームページやSNSを活用して周知を行います。

譲渡動物情報ホームページ →
(動物の譲渡を希望される方へ)



<参考> 譲渡実績

動物	R4年度				R5年度				R6年度			
	譲渡数	内訳			譲渡数	内訳			譲渡数	内訳		
		個人	団体	(公社) 横浜市 獣医師会		個人	団体	(公社) 横浜市 獣医師会		個人	団体	(公社) 横浜市 獣医師会
犬	37	4	31	2	51	8	39	4	70	5	62	3
猫	330	94	136	100	274	70	112	92	251	93	75	83
他小動物	2	1	0	1	1	1	0	0	1	1	0	0

8 動物取扱業登録及び監視指導



◇ 目的

動物愛護管理法に定められた、動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合している動物取扱業者の登録を行います。また、登録を受けた業者を対象に、飼養施設の状況や取り扱う動物の管理の方法、畜犬登録等を確認するため、定期監視を行います。

動物取扱責任者に対して、業務に必要な知識及び能力を修得するための研修を実施します。オンライン研修（eラーニング）と会場研修（動画視聴形式）を設けることで、受講者の利便性を増進させ、受講率の向上を図ります。

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

- 1 登録・更新・変更・廃業等の手続き及び登録証の交付
- 2 犬猫の飼養管理基準や台帳等の作成・保管状況等の定期監視
- 3 ホームページやチラシ等を用い、マイクロチップの装着義務化等の基準についての周知・指導
- 4 動物愛護管理法に基づく動物販売業者等定期報告届出書の受理
- 5 動物取扱責任者研修の実施

＜参考＞ 第一種動物取扱業 登録数及び監視件数の推移

年度	登録 施設数	業種別登録数						登録数 計	施設 検査数	指導 施設数
		販売	保管	貸出し	訓練	展示	譲受 飼養			
R4年度	1,327	349	1,031	46	211	73	5	1,715	672	188
R5年度	1,330	343	1,048	46	212	73	4	1,726	519	192
R6年度	1,340	344	1,060	44	216	74	4	1,742	462	198

＜参考＞ 第二種動物取扱業 届出状況

年度	届出 施設数	業種別届出数					届出数 計
		譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	
R4年度	36	26	12	3	2	8	51
R5年度	40	30	14	3	2	9	58
R6年度	44	36	15	3	2	7	63

9 特定動物飼養保管許可及び監視指導



◇ 目的

動物園における展示など特定の目的で、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める特定動物の飼養又は保管を行おうとする者に対して、環境省令で定める基準に従い飼養又は保管の許可及び変更の許可を行います。

特定動物の飼養者へは、定期的に飼養施設への立入検査を実施し、逸走防止措置がなされているか等の飼養又は保管の状況について確認・指導を行います。

◇ 実施事業所

動物愛護センター

◇ 事業内容

- 1 特定動物の飼養又は保管の許可・変更許可等の手続き及び許可証の交付
- 2 災害時を見据えた逸走防止のための飼養又は保管状況等の監視
- 3 万一逸走した場合の危害防止への対応（迅速な情報収集や状況確認、飼養者への指示や関係機関への連絡など）

＜参考＞ 特定動物の飼養許可状況について（令和6年度末時点）

種類 区分	霊長目		食肉目		長鼻目		奇蹄目		偶蹄目		タカ目	
	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数
施設数等	4	105 (0)	6	51 (6)	2	4 (0)	2	5 (0)	3	8 (0)	4	5 (1)
種類 区分	カメ目		トカゲ目		ワニ目		合計					
	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数				
施設数等	7	9 (4)	14	26 (21)	4	6 (2)	28*	219 (34)				

飼養目的には、展示、愛がん等があります。

頭数のカッコ内は愛がん目的の飼養頭数（内数）です。

※同一施設に複数の許可がある場合は1箇所として集計しているため、種類ごとの箇所数の合計と一致しません。

10 附属機関・他機関等との連携



◇ 人と動物との共生推進よこはま協議会

横浜市の附属機関として、動物の愛護及び管理に係る施策等に関し、必要な事項について審議を行います。

1 委員構成

(公社)横浜市獣医師会、公募市民、動物関係団体、動物取扱業関係団体及び学識経験者
12人の委員

2 開催

年3回予定

◇ 横浜市動物適正飼育推進員

動物愛護管理法第38条第1項の動物愛護推進員として、「横浜市動物適正飼育推進員」を委嘱し、動物愛護センターや各区が実施する動物愛護普及啓発事業への協力や、各種動物の飼い方等に関する相談対応など、地域に根ざした動物愛護の推進を図ります。

第11期横浜市動物適正飼育推進員 63人

◇ 横浜市動物由来感染症対策検討会

市内における動物由来感染症発生時や流行時に、適切かつ迅速に対応することを目的として、感染症対策を検討します。

委員構成：(公社)横浜市獣医師会、(一社)横浜市医師会、有識者及び横浜市保健所 等

◇ (公社)横浜市獣医師会、動物関係団体及び市民ボランティア等との協働体制

飼育環境の向上や譲渡事業の推進を図るために、各団体等との連携を密にし、効果的な各事業の実施や効率的なセンター運営を進めます。

動物虐待等について、警察や(公社)横浜市獣医師会等と連携体制を講じ、適切に対応します。

1 市民ボランティア登録数 31人

2 譲渡登録団体数 31団体

3 動物愛護センターにおける登録団体による犬猫の譲渡会の実施

◇ 国・他都市、その他関係機関との連携

1 動物の愛護等にかかる情報共有等を図るため、国・他都市等との会議に参加します。

2 本市福祉関係部署及び関連団体等との連携による飼い主への助言指導を行います。



横浜市医療局動物愛護センター
令和8年4月発行
〒221-0864 横浜市神奈川区菅田町75-4
電話 045(471)2111 FAX 045(471)2133

横浜市動物愛護基金の創設について

横浜市動物愛護基金条例（令和 8 年 横浜市条例第 18 号）は、横浜市会第 1 回定例会において議決され、令和 8 年 4 月 1 日に施行されました。詳細は以下のとおりです。

1 基金名称

横浜市動物愛護基金

- （参考） ・通称 : 「横浜市ペットケアサポート寄附金」
 ・キャッチコピー: 「人と動物が、安心して暮らせる社会へ」

2 基金の性格

寄附金を原資とし、動物愛護及び管理に資する事業に活用します。

基本的には、寄附者の意向に沿って活用事業を決定していきます。

3 充当対象事業

市が主体となって実施する動物愛護・管理関連事業を対象としています。

- （１）収容動物に対する適切な医療、飼育環境の提供に係る動物愛護センターの施設・設備整備事業
- （２）多頭飼育問題（個人によるものに限る）への対策事業
- （３）飼い主のいない猫への対策事業
- （４）災害時の動物支援体制の推進事業
- （５）愛玩動物の適正飼育に関する普及啓発事業
- （６）動物との共生社会の実現に資する教育・啓発事業
- （７）動物愛護団体及びボランティア活動支援事業（市が依頼するものに限る）
- （８）収容動物に係る経費を含む譲渡促進事業
- （９）その他、条例の目的に資すると市長が認める事業

4 管理方法

- （１）医療局内に横浜市動物愛護基金活用検討委員会を設置し、基金充当事業の選定等を行います。
- （２）予算編成の中で基金充当事業を市会で説明し、審議されます。
- （３）寄附金の受入実績、基金の活用結果等を市民にホームページ等で公開します。

6 ホームページ

(1) 横浜市動物愛護センターのページ



(2) 横浜市ふるさと納税サイト（返礼品なしの寄附のページ「11」）



7 今後の取組

- ・ イベント等でのチラシ配布
- ・ 市関連施設でのポスター掲示
- ・ 関係団体（司法書士会、弁護士会等）への周知
- ・ 横浜ビー・コルセアーズ（プロバスケットボールチーム）など市内団体との連携 等